

農業振興地域整備法第15条の2の規定に基づく諮問

市町村長許可案件分

振興局/市町村	諮問年月日	文書番号	件数
中標津町	平成 6 年 6 月 25 日	中経農務第31号	1
稚内市	平成 6 年 7 月 9 日	稚農政第804号	1
合 計			2

農業振興地域の整備に関する法律第15条の2

振興局名	宅地造成		土地の開墾		農用地間における 用途変更		土石等の採取		建築物、工作物の 新築等		その他		計	
	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)
宗谷総合振興局											1	52,299	1	52,299
根室振興局							1	13,033					1	13,033
合計							1	13,033			1	52,299	2	65,332

農業振興地域整備法第15条の2の規定に基づく諮問に対する答申

【令和 6 年 7 月 25 日付け 道農会議第 124 号】

市町村長許可案件分

件名	諮問件数	許可相当件数	その他件数
中標津町	1	1	—
稚内市	1	1	—